

株式会社アビバジャパンに対する支援決定について

平成17年1月18日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構(以下「機構」という。)は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法(平成15年法律第27号。以下「法」という。)第22条第3項に規定する支援決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社アビバジャパン

2. 対象事業者と連名で再生支援の申込みをした金融機関等の名称

株式会社りそな銀行

3. 事業再生計画の概要： 別紙

4. 主務大臣の意見

意見なし

5. 事業所管大臣(経済産業大臣)の意見

本件支援対象事業者は、受講生や教室を数多く有し、全国規模で事業を展開しているパソコン教室事業者であり、その事業再生の動向は我が国教育サービス市場に大きな影響を与え得るところである。

については、株式会社産業再生機構においては、今般の事業再生計画の実施に当たり、教育サービスの質の向上など事業の健全な発展に十分配慮されたい。

6. 買取申込み等期間： 平成17年1月18日から

平成17年2月28日まで(機構必着)

7. 一時停止要請

法第24条第1項に基づき、関係金融機関等に対して、上記6に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請しました。

8. 一般の債権の取扱

対象事業者に対する支援決定にあたっては、金融機関が対象事業者に対して有する貸付金等につき金融支援の依頼が行われるにすぎず、その他の一般の債権については、何ら影響はありません。

9. 支援決定についての機構の考え方

本件は、株式会社ベネッセコーポレーション（以下「ベネッセコーポレーション」という。）をスポンサーとして、対象事業者の主事業を引き継ぐことをもって事業再生を実現しようとするものです。

対象事業者は、パソコン（PC）スクール運営を主な事業としており、全国に330教室（平成16年12月31日現在）を展開し、現在約5万4千人の生徒を抱える当業界最大手の事業者です。

対象事業者は、昭和59年にPC（ワープロ）スクールを開設して以来、IT関連能力の向上と資格取得ニーズの高まりや、教育訓練給付制度などの効果を吸収して、急速に事業の拡大を進めてきました。しかし、平成15年5月の教育訓練給付金制度の見直しを原因の一つとして、新規受講者数が大幅に減少し始め、その状況から脱するべく、新規受講者の獲得を目指し多額の広告宣伝費を投入しましたが、その効果は十分に現れず、その後もコスト構造の改善を図ることができなかったことから、財務運営に支障を来たす状況となりました。

しかし、機構としては、金融機関による金融支援及びこれを前提とするベネッセコーポレーションによる事業戦略面及び資金面の支援によれば、事業再生の蓋然性は高いと判断しています。

本件事業再生計画の骨子は、

（1）金融支援による過剰債務の解消

（2）スポンサーとなる株式会社ベネッセコーポレーションが出資する譲受会社への営業譲渡を通じた事業の再構築

ですが、これらを通じて、対象事業者の事業において、約5万4千人の受講者に対し、引続き学習の機会を提供することが可能となり、教育事業に実績のあるスポンサーのノウハウを活用することにより、国民のコンピュータリテラシーの全体的底上げに貢献する事業として、速やかな再生を果たすことが可能と考えています。

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437